

## 中期経営計画（案）にかかる委員意見

	法人名	委員意見	部局・法人回答
1	<p>(一財) 大阪府みどり 公社</p> <p>【令和8年2月17日開催】</p>	<p>27頁、財務面での経営目標については、次期中期経営計画においても法人全体の一般正味財産増減額を設定する予定とのことである。</p> <p>しかし、当該目標を構成する実施事業会計とその他会計・法人会計合計は、目指す方向性が本来的に異なり、両者の評価軸は正反対である。前者は公益目的支出計画に基づき赤字が適切とされる一方、後者は収益確保による黒字拡大が適切である。</p> <p>このため、毎年度の経営目標の設定においては、法人全体の経営状況をより適切に把握・評価する観点から、会計区分ごとの増減額も含めるなど、目標の項目について再検討されたい。</p>	<p>実施事業会計とその他会計・法人会計では評価軸が異なっており、この点は当公社としても今後の評価のあり方に関する重要な論点であると認識し、次期中期経営計画における財務面での目標設定について改めて検討いたしました。</p> <p>その上で、中期経営計画上の目標については、法人全体の財務健全性を継続的かつ一体的に管理・把握する必要性もあることから、前期計画（R3～7年度）に引き続き、法人全体の「一般正味財産増減額」を設定したいと考えております。</p> <p>一方で、毎年度の経営目標の設定及び評価においては、それぞれの数値を適切に把握のうえ要因分析することは必要と認識。このため、次年度の経営目標設定時には、区分ごとに適切な指標を検討のうえ目標を設定し、それぞれの達成状況等をより適切に評価していきます。</p>

	法人名	委員意見	部局・法人回答
2	<p>(一財) 大阪府みどり公社</p> <p>【令和8年2月17日開催】</p>	<p>15頁、「大阪府民の森等『直営』事業」との記載があるが、当該事業は府が自ら実施する直営事業や、府からの別途委託により実施する事業には該当しないとのことである。</p> <p>この場合、その性質上、実質的には指定管理者のみが実施し得る事業であり、指定管理事業に付随する自主事業として整理するのが一般的かつ妥当であると考え。</p> <p>以上を踏まえると、『直営』という表現は誤解を招く恐れもあるため、表現の見直しを検討されたい。</p>	<p>「大阪府民の森等直営事業」は、当社の決算書の内訳表で掲げている6つの会計区分名の一つであり、会計処理上の区分名称であることから、本区分名称そのものの変更はいたしかねますが、事業の性質等がより正確に伝わるようにする観点から、委員ご意見も踏まえ、中期経営計画の記載については、次のとおり修正いたします。(別紙1のとおり)</p> <p>①(2)が公社の実施する事業であることを明確化するため、(2)の1行目に「公社は」との主語を追加いたします。</p> <p>②(1)が実施事業会計に属する公益目的事業であること、(2)がその他会計に属する公益目的事業以外の事業であることを明確化するため、(1)に「※実施事業会計」、(2)に「※その他会計」の注記を付記いたします。</p> <p>また、(1)と(2)は会計区分ごとの事業整理であることから、(1)中の駐車場に関する記述については、(2)での記述に修正いたします。</p> <p>なお、(1)のちはや園地及び(2)の駐車場の管理・運営に関しては、両施設の一体的な指定管理者として指定を受けておりますが、当該指定管理に係る大阪府からの指定管理料は(1)のちはや園地の管理・運営に対するもののみであるため、駐車場の管理・運営は会計区分上、(2)に位置づけていることを併せて申し添えます。</p> <p>③(2)中、( )内の駐車料金に関する記述は、上記②の修正に伴い、かえって誤解を招く可能性があることから、削除いたします。</p>
3	<p>大阪外環状鉄道(株)</p> <p>【令和8年2月26日開催】</p>	<p>7頁に記載の一般管理費に関する「縮減に努める」という記述は、昨今の物価上昇の状況を踏まえると、これ以上の縮減は困難であり、収益確保の重要性が一層高まっている。このため、当該文言については表現を検討した方がよいのではないかと。</p>	<p>委員のご指摘を踏まえ、一般管理費に関する「縮減に努める」の文言を削除し、今後の人件費や物価高騰等の上昇リスクを見据え、経営基盤の強化等により収支の安定化を図っていくこととします。(別紙2のとおり)</p>

	法人名	委員意見	部局・法人回答
4	(株) 大阪鶴見フラワ ーセンター	今回の改定案については、現行策定時から、18 頁における収支見込の大幅な下方修正や、15 頁の修繕計画をはじめとする計画内容の変更など、中期経営計画の重要部分が大きく見直されている。 しかしながら、これらの変更理由や前提条件の変化、差異の根拠について、改定後の中期経営計画の記載内容では、説明が不十分であるため、計画改定の透明性・妥当性を確保するためにも、今回の改定内容のうち大きな変更点については、追記すべきである。	委員のご意見を踏まえ、改定案の 15 頁及び 19 頁に計画改定における主な変更点を追記する。(別紙 3 のとおり)
5	【令和 8 年 2 月 26 日開催】	18 頁の令和 8~10 年度の収支見込値は、12 頁に記載されている「使用料のあり方の検討や、交流施設跡 4・5 階の活用などにより収益構造の再構築を図る」などの取組内容による改善効果も反映した数値となっているのか。 もし反映されていないのであれば、当該改善効果の見込みも踏まえたうえで、経常利益の目標値を設定する必要があると考えるが、いかがか。	使用料のあり方の検討等による収益構造の再構築については、関係者との協議等が必要であり、現時点で改善効果を見込むことが難しく、今回の収支見込値に反映することは困難。今後、毎年度の経営目標を設定する際には、収益構造の再構築の取組みの状況を踏まえ、適切な目標値を設定する。

	法人名	委員意見	部局・法人回答
6	大阪府道路公社 【令和8年3月4日開催】	<p>16, 17 頁に『コスト縮減』の記載があるが、法人としてコスト縮減を目標に掲げるのであれば、縮減目標額や縮減目安額といったコスト縮減額を記載すべきである。</p> <p>また、コスト縮減の内容として、『照明 LED 化による使用電力量削減』以外にも取り組むとのことなので、それら他のコスト縮減の内容も 19 頁の「数値目標（案）」に記載する必要があるのではないかと。『照明 LED 化による使用電力量削減』のみを数値目標にすると誤解されないように、それ以外の取組みについても補って修正すべきである。</p>	<p>コスト縮減額について、16, 17 頁に記載いたしました。（別紙 4 のとおり） 【更新箇所 赤字追記】 16 頁 ・ LED 照明導入による電力料金削減（2028 年度：▲1.8 百万円/年） 17 頁 ・ 走行型トンネル点検車を活用した点検方法の見直し（2026 年度：▲3.8 百万円/年） ・ 遠隔臨場の導入（2026～2028 年度：▲0.02 百万円/年） ※算定条件：2025 年度の電力単価・労務費等を基準として試算した目安額をお示ししているものです。 ※LED 照明工事は 2028 年度に更新完了予定、トンネル点検は 2026 年度のみ実施</p> <p>19 頁の数値目標（案）に、16, 17 頁に記載しましたコスト縮減額の合計額を記載いたしました。（別紙 4 のとおり） 【更新箇所 赤字追記】 ※照明 LED 化による電力使用量削減分のほか、走行型トンネル点検車等を含めたコスト縮減額（期間合計：5.66 百万円）</p>

	法人名	委員意見	部局・法人回答
7	<p>大阪府道路公社</p> <p>【令和8年3月4日開催】</p>	<p>18頁に記載の「償還準備金等積立額」や20頁の注釈に記載の「損失補填引当金」については、会計上どのように処理されているのか、再度整理の上、示して欲しい。</p> <p>また、20頁の「償還見通し」について、鳥飼仁和寺の未償還額(37億円)及び箕面の未償還額のうち借入金(50億)については、損失補填引当金の残高(159億円)にて処理をされる見込みとのことだが、箕面の未償還額のうち出資金(175億円)はどのように処理されるのか。</p>	<p>【償還準備金等積立額】の定義・会計処理</p> <p>○ 「償還準備金等積立額」とは、道路公社会計規則に基づき費用計上する各年度の「道路事業損失補填引当金繰入額」と「償還準備金繰入額」(＝償還準備金等繰入額)のこれまでの繰入合計額を示している。</p> <p>○ 計上の考え方(P/L・B/S)については、下記のとおり。 (参考資料1のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損失補填引当金：将来の事業損失に備えるため、当期の道路料金収入額から消費税相当額を控除した額のうち当公社管理路線では12%を繰入れ、損益計算書(P/L)では費用(道路事業損失補填引当金繰入額)として計上し、貸借対照表(B/S)では負債(道路事業損失補填引当金)として積み立て。</li> <li>・償還準備金：当期の繰入額をP/Lでは費用(償還準備金繰入額)として計上し、B/Sでは負債(償還準備金)として積み立て。</li> </ul> <p>○ 18頁では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A＝収益(料金収入等)</li> <li>・B＝道路管理費等(※引当金の繰入費用を除いた費用)</li> <li>・A－B＝当期の『償還準備金等繰入額』＝道路事業損失補填引当金繰入額＋償還準備金繰入額</li> <li>・これまでの繰入合計額を『償還準備金等積立額』として示している。</li> </ul> <p>現時点の方針としましては、箕面有料道路につきまして、料金徴収期間の満了まで約20年と長期にわたることや、将来の交通需要や物価水準などの社会情勢を踏まえ、中期経営計画(案)に記載のとおり、道路公社において、利用促進やコスト縮減などの経営改善を着実に実施し、料金収入の増加に努めつつ、出来る限り償還準備金等繰入額の確保に取り組んでまいります。なお、残り1路線となる箕面有料道路の料金徴収期間が満了し、その際に未償還債務が生じている場合は、地方道路公社法に基づき、道路事業損失補填引当金などの公社の残余財産をもって処理した上で、道路公社は解散することとなります。</p>

	法人名	委員意見	部局・法人回答
8	(公財)大阪府都市整備推進センター  【令和8年3月9日開催】	<p>土地区画整理等支援事業にかかる成果測定指標「土地区画整理等の伴走支援地区数」の目標値として「毎年度8～12地区」また、目標値設定の考え方の欄には「10地区程度」といった記載がされているが、目標値は、予測値ではないため、「レンジ表記」や「程度」といった文言はふさわしくないことから、修正すべきである。</p> <p>また、本成果測定指標は法人の努力シロ以外に、法人が関与できない社会情勢や、市町村の事業計画等の影響も強く受けるとの説明であったが、そうであるならば、成果測定指標の内容変更や目標数値自体の再設定も含め、検討すべきではないか。</p>	<p>委員意見を踏まえ再度指標について検討を行った結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当センターによるこれまでの土地区画整理等支援事業の伴走支援地区数の過去5年間の平均実績が年11地区であること</li> <li>・日本の人口減少が加速するとともに都市郊外の開発余地が減少していく傾向であることなど、社会情勢の変化による影響が考えられること</li> </ul> <p>などを踏まえ、次期中期経営計画では「毎年度8地区以上」の伴走支援数を目標に設定し、今後も、専門的・技術的な立場から、調査・計画立案・事業手法の検討などを行い、土地区画整理準備組合の立ち上げなどの事業化を支援していきます。</p> <p>なお、毎年度の経営目標設定においては、その時点の事業の進捗状況や実績を踏まえ、改めて検討を行い、8地区以上の目標値を設定いたします。(別紙5、6のとおり)</p>
9		<p>資料2の61～64頁の「中期経営計画(令和8～12年度)に係る成果測定指標(総括表)」では、どの成果測定指標がどの事業と連動しているのかが分からないため、記載を工夫してほしい。</p>	<p>「成果測定指標」の欄に、各事業名を記載することといたします。(別紙6のとおり)</p>

	法人名	委員意見	部局・法人回答
10	<p>(公財) 大阪府都市整備推進センター</p> <p>【令和8年3月9日開催】</p>	<p>中期経営計画に記載の目標値は、策定時点の状況を踏まえた目標値であり、今後、毎年度の経営目標設定時には、中期経営計画の目標値も参考にしつつ、その時点での状況変化や過去実績等も反映した目標値を改めて検討し設定されるかと思うので、資料2の61頁のタイトル「中期経営計画（令和8～12年度）に係る成果測定指標（総括表）」に「(案)」と追記するとか、タイトルを「中期経営計画（令和8～12年度）に係る成果測定指標の設定の基本的考え方（総括表）」とするなど、修正されたい。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、「中期経営計画（令和8～12年度）に係る成果測定指標の設定の基本的考え方（総括表）」に表示を修正いたします。（別紙6のとおり）</p>